

産業オートメーションシステム及びその統合— 製造用ソフトウェア相互運用のための ケイパビリティプロファイリング—

第4部:適合性試験の方法、規範及び報告

JIS B 3900-4: 2012

(ISO 16100-4:2006)

(MSTC/JSA)

平成 24 年 5 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

B 3900-4: 2012 (ISO 16100-4: 2006)

日本工業標準調査会標準部会 産業オートメーション技術専門委員会 構成表

		氏	名		所属
(委員会長)	髙	Ш	祥	三	早稲田大学
(委員)	荒	井	栄	可	大阪大学
	西	條	広	_	オークマ株式会社
	田	中	文	基	北海道大学
	堤		正	臣	東京農工大学
	出	町	公	$\vec{=}$	横河電機株式会社
	播	磨	太	郎	三菱電機株式会社
	平	岡	弘	之	中央大学
	福	田	好	朗	法政大学
	藤	田	俊	弘	IDEC 株式会社
	増	田	良	介	東海大学
	松	田	三年	11子	神奈川工科大学
	$\equiv$	角		進	株式会社日研工作所

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:平成 24.5.21

官 報 公 示:平成 24.5.21

原 案 作 成 者:一般財団法人製造科学技術センター

(〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-17-1 虎ノ門 5 森ビル TEL 03-3500-4891)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会:日本工業標準調査会 標準部会(部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会:産業オートメーション技術専門委員会(委員会長 髙田 祥三)

この規格についての意見又は質問は,上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準 化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査 会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 目 次

	<b>△−</b>	ン
序文	Ţ	1
1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	2
4	略語	4
5	適合性の枠組み	4
5.1	適合性試験	4
5.2	UUT (試験ユニット) の型	5
5.3	適合性試験の方法	5
6	適合性試験の手順	8
6.1	"Create CSI"アクティビティ······	8
6.2	"Create ATC"アクティビティ······	8
6.3	"Create ETC"アクティビティ······	9
6.4	"Test UUT" アクティビティ······	9
7	UUT の適合性	0
7.1	ケイパビリティクラス構造の適合性	0
7.2	ケイパビリティテンプレートの適合性	11
7.3	ケイパビリティプロファイルの適合性	3
7.4	ケイパビリティプロファイル照合機構の適合性	17
附層	【書 ${f A}$ (参考)ケイパビリティプロファイルの適合性試験	8
附層	『書 B(参考)1 型照合機構の適合性試験 ····································	22
解	説	27

B 3900-4: 2012 (ISO 16100-4: 2006)

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、一般財団法人製造科学技術センター(MSTC) 及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出 があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS B 3900 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS B 3900-1 第1部:枠組み

JIS B 3900-2 第2部:プロファイリングの手法

JIS B 3900-3 第3部:インタフェースサービス,プロトコル及びケイパビリティテンプレート

JIS B 3900-4 第4部:適合性試験の方法,規範及び報告

JIS B 3900-5 第5部:複数のケイパビリティクラス構造を用いたプロファイル照合の手法(予定)

**JISB3900-6** 第6部:複数のケイパビリティクラス構造に基づいたプロファイル照合のためのインタフェースサービス及びプロトコル (予定)

JIS

B 3900-4: 2012

(ISO 16100-4: 2006)

# 産業オートメーションシステム及びその統合 — 製造用ソフトウェア相互運用のための ケイパビリティプロファイリング —

第4部:適合性試験の方法、規範及び報告

Industrial automation systems and integration—

Manufacturing software capability profiling for interoperability—

Part 4: Conformance test methods, criteria and reports

### 序文

この規格は、2006年に第1版として発行された **ISO 16100-4** を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、製造用ソフトウェアの相互運用を促進する目的で作成し、各企業の生産環境に応じて個別に開発され使用されてきたソフトウェアのケイパビリティプロファイリングの適合性試験の方法、規範及び報告について規定する。これによって、製造用ソフトウェアの部品化及び共有化による流通及び開発コストの削減に寄与する。

注記 この規格で用いる略語は、この規格の中で出現時に記載している。

### 1 適用範囲

この規格は、製造用ソフトウェアのケイパビリティプロファイリングの適合性試験の方法、規範及び報告について規定する。この規格は、製造用領域で使用するソフトウェア製品に適用する。この規格は、製造用の工程設計、操作及び制御に関わるソフトウェアのインタフェースを適用範囲とし、製品設計、工場管理、サプライチェーンマネジメント(SCM)及び企業資源計画(ERP)には適用しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 16100-4:2006, Industrial automation systems and integration—Manufacturing software capability profiling for interoperability—Part 4: Conformance test methods, criteria and reports (IDT) なお、対応の程度を表す記号"IDT"は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、"一致している"ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む。)は適用しない。